

質問事項一覧

平成30年10月
大学改革支援・学位授与機構
大学機関別認証評価研修会

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
1	全般		今回、自己評価書の書式が大きく変り、作成の際の混乱が予想される。このため、自己評価書作成の手順等をより明確に判りやすくするため、「自己評価実施要項」と大学機関別認証評価等研修会（H30.6）の資料「基準ごとの分析を行う際の手順等について」の内容を一つに合わせた説明資料を提供していただきたい。	自己評価書の様式を3巡目において変更した目的は、作成作業を標準化、簡素化することであり、2巡目までの自己評価書に記載いただいた根拠となる資料・データの様式及びアンケート等を含むこれまでの検証の取組において大学から得た意見を参考にして様式を決定しております。ただし、認証評価委員会で承認され公表されている内容は「自己評価実施要項」のもので、研修会資料はあくまで参考としていただくことを意図しています。
2	自己評価書 様式		「特記事項」、「基準に係る判断（優れた成果が確認できる取組、改善を要する事項）」に記載する事柄がない場合、空欄にするのか、「該当なし」などと記載するのか、行を非表示にするのか。	「該当なし」と記述してください。
3	自己評価書 様式【特記 事項】		【特記事項】①において「根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断した場合」としてその理由を記述した場合、【基準に係る判断】②「当該基準を満たさない」を選択し、「改善を要する事項」を記述する必要があるのか。それとも、【特記事項】①において根拠資料の補足説明をし、十分に事情説明ができる場合、「当該基準を満たす」と判断してもよいのか。	「根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断した場合」としてその理由を記述した場合は、その内容に応じて基準の判断をしていただくことになります。 十分に事情説明ができていないのか、改善を要する事項であるとするかは、大学で判断いただくことになります。（機構による評価においては、その説明が十分かを検討し、必要があれば確認事項として大学に説明を求めます。） たとえば、教員数が基準数に5月1日現在で足りない場合でも、10月1日に補充することが決定している根拠が示されれば、その事情を①に記載し、基準1-2を満たしていると判断することが可能です。大学がそのように判断した場合に、機構は、それに対して、訪問調査まで判断を待ち、経緯、状況を確認して判断することになります。
4	自己評価書 様式【特記 事項】		【特記事項】②「自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。」について、根拠資料が別にある場合は、「分析項目に係る根拠資料・データ欄」記載の「根拠資料〇-〇-〇-〇」の連番とすればよいのか。	「自己評価できない活動や取組における個性や特色」については、〇-〇-A、B、C・・・と付番していただきますので、根拠資料については、特記事項②の欄に〇-〇-A-1、2、3・・・と付番してください。
5	I 大学の現 況、目的及 び特徴		・教育研究上の基本組織は、評価手数料を徴収する学部・研究科と同様でよいか伺いたい。（H31.4月開設を含む学年進行中の学部・研究科を含み、学生募集を停止した学部・研究科は含まない。）	「I 大学の現況、目的及び特徴」で記載する教育研究上の基本組織は、評価手数料を徴収する学部・研究科と同様で構いませんが、領域2・分析項目2-1-2や領域6・自己評価書作成にあたっては、各大学の質保証の状況にふさわしい単位で分析してください。
6	I 大学の現 況、目的及 び特徴		・完成年度に達していない学部・研究科が評価対象になる場合、学部・研究科毎に回答する分析項目等への対応はどのようにしたらよいのか伺いたい（例えば、H31.4月開設の学部・研究科についての分析項目6-7-4、6-8-1、6-8-2、6-8-5への対応）。	完成年度に達していなくても分析が可能な分析項目について、分析を行ってください。完成年度に達していなければ分析できない分析項目ないし基準については、分析項目の【根拠資料・データ】欄に「該当なし」と記載し、その旨を特記事項として記載してください。
7	基準1-1		質問）共同教育課程は、主として国内の大学間連携によるものと解して差し支えないか。国際連携教育課程（ジョイント・ディグリー）も対象となるのか。	共同教育課程、国際連携教育課程として設置された学部・研究科等は、別紙様式2-1-2において教育研究上の基本組織として記載するとともに、それが質の保証に責任をもつ教育課程として記載し、領域6の諸基準に関する分析において認証評価を受ける大学における教育課程の編成、実施等に関する状況を中心に分析し、作成してください。なお、分析の際は、関連法令の制定に関する文部科学省からの通知（20文科高第621号）に、「共同学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等、大学又は法人単位で実施されるものにおいては、共同教育課程に係る当該大学の教育研究活動の状況に加えて、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること。」、更に通知（26文科高第621号）で国際連携学科等についても同旨の記載があることに留意してください。（Q&A Q26参照）
8	基準1-1	1-1-1	分析項目に係る根拠資料・データ3ボツ目の「協議会の開催状況」が分かる資料の対象年度をご教示ください。	少なくとも評価実施前年度の状況

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
9	基準1-1	1-1-1	分析項目1-1-1「学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設定している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること」について、【分析の手順】として「前回評価以降に改組があった場合は、別途確認し、経緯についてそれぞれ400字以内で記載する。」とあるが、【特記事項】①に記入すればよいのか。それとも、【分析項目に係る根拠資料・データ】として追加すればよいのか。	【特記事項】①に記載してください。
10	基準1-2	1-2-1	分析項目1-2-1「大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること」について、【分析の手順】として大学設定基準等に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況を分析する。」とあるが、【特記事項】①に記入すればよいのか。それとも、【分析項目に係る根拠資料・データ】として追加すればよいのか。	【特記事項】①に記載してください。
11	基準1-2	1-2-1	（質問）設置基準教員数や専任教員数について、大学の認識に齟齬がないか事前確認をお願いしたい。	事前相談等で適宜対応いたします。
12	基準1-2	1-2-2	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
13	基準1-2	1-2-2	（質問）「著しく偏っている」とあるが、許容される構成割合はどの程度か。	専門分野、大学の沿革等の特性から一律の基準を示すことは不可能であると考えています。明白に偏りがある場合にはその理由を特記事項と記載していただくことになります。また、年齢や性別の構成に向けての若手や女性教員の雇用等の取組を行い、その成果が出ていることは特記事項として記載していただくことになります。その場合その成果が優れていれば、優れた点として評価します。（Q&A Q5参照）
14	基準1-2	1-2-2	「教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと」という分析項目だが、具体的に数字がどうであれば著しく偏っていることになるのか、基準を示していただきたい。	専門分野、大学の沿革等の特性から一律の基準を示すことは不可能であると考えています。明白に偏りがある場合にはその理由を特記事項と記載していただくことになります。また、年齢や性別の構成に向けての若手や女性教員の雇用等の取組を行い、その成果が出ていることは特記事項として記載していただくことになります。その場合その成果が優れていれば、優れた点として評価します。（Q&A Q5参照）
15	基準1-3	1-3-1	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
16	基準1-3	1-3-1	別紙様式1-3-1の表に「根拠資料」とありますが、この場合の資料は規則を想定しているのでしょうか。もしくは、教員の氏名や所属が記載された一覧のようなものでよいのでしょうか。ご教示ください。	様式に記載されている組織等を設置していると規定されているものを想定していますので、それらの組織等の設置のための規定を求めています。
17	基準1-3	1-3-1	別紙様式1-3-1について 連合大学院（博士課程）の基幹校であるが、構成大学の教員組織の記述も必要か	構成大学の記述は必要ありません。
18	基準1-3	1-3-1	（質問）根拠資料とする規定類については、教育組織（学部・教育部）以外の運営組織についても整える必要があるか。	大学全体の体制の分析のみで十分であり、学部・研究科等ごとの体制を分析する必要はありません。（Q&A Q17参照）
19	基準1-3	1-3-1	（質問）責任者の氏名が分かる資料とあるが、この責任者とは学部長・教育部長のほか学科長、コース長等も必要となるのか	必要です。
20	基準1-3	1-3-1	本学では、平成29年度より教員組織を「教育研究院」のもとに一元化しております。このような場合、教員組織としては「教育研究院」のみを記載することでよろしいでしょうか。	それぞれの教育研究上の基本組織の教員組織を必要とします。
21	基準1-3	1-3-2	分析項目に係る根拠資料・データ1ポツ目の組織構成図、運営規程の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
22	基準1-3	1-3-3	分析項目に係る根拠資料・データ1ポツ目の組織構成図、運営規程はいつ時点かご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
23	領域2		内部質保証の体制・手順の全体像が分り難いので、全体の概念図を示していただきたい。現在、『教育の内部質保証に関するガイドライン』5頁の図1があるが、「大学評価基準」を踏まえた内部質保証の全体像を示していただきたい。	内部質保証は、教育研究活動等に関して自己点検・評価を実施し、その結果を改善、向上に結びつけること、及びそのための体制です。 「教育研究活動等」としては、教育活動、研究活動、施設設備、管理運営、学生支援が典型的に想定されます。これらの範疇の状況について、誰の責任で自己点検・評価を行い、誰の責任でその改善向上を図るかを定めてあることが内部質保証の体制の根幹です。「地域貢献活動」について、機構では選択評価を実施していますので、認証評価の対象としての教育活動と密接な場合を除いては分析することを求めています。(2巡目からの変更はありません) とくに、専門分野における教育に関してその質の維持、向上のためには、それぞれの専門分野の専門家としての観点が必要であると考えられるので、教育課程に関する責任体制を別途確認します。これらの質保証が機能するためには、情報の共有と権限の分担が必要になりますので、情報の共有と権限の分担を定める規則が必要となります。
24	基準2-1	2-1-1	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
25	基準2-1	2-1-1	「継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制」（機関別内部質保証体制）を定める全学レベルの規定において、規定する必要がある内容（中核となる委員会等の名称、統括責任者、自己点検・評価の責任者、改善・向上の責任者、委員会等の構成員（別紙様式2-1-1）に加えて、目的？情報共有の体制？）があれば御教示願いたい。	様式2-1-1の各欄への記入の根拠となることが規定されていれば十分です。
26	基準2-1	2-1-2	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
27	基準2-1	2-1-2	学位授与を行う組織ではない「共通教育」では学位授与方針を定めていないが、教育研究上の基本組織の一覧（別紙様式2-1-2）で「共通教育」を実施する組織として記載した場合、当該組織については領域6の各基準に基づく自己評価が困難である。 このような場合には領域6の各基準について「該当しない」として自己評価を行わなくても良いか。	学位授与方針は、学位授与を行う組織が定めるものですが、その学位授与方針の一部として、「共通教育」における教育活動を通して学生が修了時に身につけるべき知識、能力の共通の列举が含まれているべきであると考えられます。この共通である学位授与方針の一部を実現することが「共通教育」の役割です。したがって、基準6-1については分析を求めませんが、基準6-2から6-7までについては、分析することが可能であると考えています。
28	基準2-1	2-1-2	「教育研究上の基本組織」の設定は、大学の判断で設定できるのか？NIADとの協議等の手続きが必要なのか？NIADとの協議等が必要な場合は、どのような手続き（内容、時期等）が必要か御教示願いたい。	「教育研究上の基本組織」は大学設置基準上の概念ですので、大学における従来の理解を継承するものであると考えられます。したがって、機構との事前協議などの手続きは定めておりません。しかし、大学の自己評価における分析の内容を向上させ、評価実施の効率化を図るために、評価対象大学に対する研修の一環として求めに応じて随時実施しています。
29	基準2-1	2-1-2	本学では、専攻や学位の種別に限らず、学位授与方針を定めた体系的な教育プログラムを設定しており、これを「教育課程」と考えている。このように、「教育課程」の設定は、大学の判断で設定できるのか？NIADとの協議等の手続きが必要なのか？NIADとの協議等が必要な場合は、どのような手続き（内容、時期等）が必要か御教示願いたい。	「教育課程」も大学設置基準上の概念ですので、大学における従来の理解を継承するものであると考えられます。したがって、機構との事前協議などの手続きは定めておりません。しかし、大学の自己評価における分析の内容を向上させ、評価実施の効率化を図るために、評価対象大学に対する研修の一環として求めに応じて随時実施しています。
30	基準2-1	2-1-2	「質保証の体制」を定める規定において、規定する必要がある内容（中核となる委員会等の名称、統括責任者、自己点検・評価の責任者、改善・向上の責任者、委員会等の構成員（別紙様式2-1-2）に加えて、目的？情報共有の体制？）があれば御教示願いたい。	規定する必要がある事項については、基準2-1及び2-2の分析項目に対する別紙様式において示してあります。
31	基準2-1	2-1-3	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
32	基準2-1	2-1-3	分析の手順に「機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する」とあるが、別紙様式や平成30年6月の説明会資料5「基準ごとの分析を行う際の手順等について」における記載例では、それをどのように確認することになるかがわからないので教えていただきたい。	各別紙様式に記入する内容及びその記入の根拠となる資料を特定することによって確認してください。確認ができれば、その内容を記入し、当該資料を提示してください。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
33	基準2-1	2-1-3	「手順」を定める規定は、どのようなレベルの規定でもよいのか？	「どのようなレベルの規定」という表現の意味は必ずしも明確ではありませんが、学則、学部規則など特定の種類の規定方法を限定してはいません。
34	基準2-1	2-1-3	「手順」を定める規定において、規定する必要がある内容（中核となる委員会等の名称、統括責任者、自己点検・評価の責任者、改善・向上の責任者、委員会等の構成員（別紙様式2-1-3）に加えて、目的・情報共有の体制？）があれば御教示願いたい。	「目的」については記載の必要はありません。「情報共有の体制」については、別紙様式において組織設置の規定における構成員、審議事項を示すことで十分です。
35	基準2-1	2-1-1 ～ 2-1-3	1. 分析項目2-1-1～2-1-3の内部質保証に係る体制など、根拠資料・データとして明文化された規定類が求められている項目があります。本学においては、明文化されていないものもあります。これを、これから規定化して、平成31年度受審に差支えないでしょうか。	内部質保証体制については、31年度の状況を分析するのでもちろん差し支えありません。ただし、基準2-3に係る自己評価においては、内部質保証体制が確立して以降のすべての自己点検・評価結果に対する対応状況の記載を求めています。この場合には、すべての規定等が整備される以前であっても、内部質保証が実質的に機能している期間について記載するようにしてください。
36	基準2-1	2-1-1 ～ 2-1-3	○分析項目2-1-1、2-1-3、2-4-1（機関別内部質保証体制）について 内部質保証体制の構築の仕方についての確認です。自己評価実施要項を見ると、機関別内部質保証体制＝一つの組織（委員会）のようなものというような印象を感じます。（複数の組織が共同しても可との記載はありますが） 例えば、教育課程の質保証＝各学部教授会 施設及び設備の保証＝財務委員会 学生支援の質保証＝学生支援委員会（本学で言えば教育推進機構） 学生の受入の質保証＝入試委員会 学部の新設・改廃の見直しの保証＝組織検討委員会 上記委員会のとりまとめ組織として、点検評価委員会の6つの組織をまとめて、機関別内部質保証体制という形でいいのでしょうか？すみませんが、確認させてください。	「上記委員会のとりまとめ」の組織があれば、それを別紙様式2-1-1に記載してください。「教育課程の質保証」が点検評価委員会できりまとめられていないとすると、内部質保証の体制は整備されていないことになります。
37	基準2-1	2-1-1	機関別内部質保証体制について、本学では複数の委員会をまとめて機関別内部質保証の「体制」とする予定です。6月13日の説明会の際に説明があったとおり、複数の組織が共同で内部質保証を行う場合は、情報共有・各委員会との権限関係を示す必要があるとのことでしたが、示すことができれば質保証に関係する全ての委員会を記載することも可能でしょうか。	基本的には、全ての委員会を記載し、それらの権限関係を示すことで内部質保証の体制、手順を示すことができますが、総括責任者がもつ権限をどのような仕組みで行使するかが明確であることが必要です。共同で内部質保証を行うという場合には、業務の分担、情報共有の方法、最終的な責任者の所在が明示されている必要があります。取りまとめの委員会があるように思われるので、その委員会が取り纏めていると考えることも可能です。
38	基準2-1	2-1-1	別紙様式2-1-1「(5)委員会等の構成員」のうち、「〇〇が認めた者」のような人数が決まっていない（変動する）構成員については人数を併記する必要はないか。あるいは提出時点における委員会のメンバーで該当する者の人数（いない場合は（0名））を併記する必要があるのか。	評価実施年度5月1日の実員数、実名を記載してください。根拠資料として提示いただく設置規定において必要とされている構成員と実員数が一致していない場合には、特記事項①に記載してください。
39	基準2-2	2-2-1	分析項目に係る根拠資料・データの規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
40	基準2-2	2-2-1	○分析項目2-2-1について 分析項目2-2-1について、「それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること」とありますが、一方で「分析の手順」では「それぞれの教育課程について定めた規定に上記（1）～（3）の内容が明文化されていることを確認する」とあります。確認なのですが、ここでの確認ポイントは、それぞれの教育課程について定めた規定に（1）～（3）が明文化されているかどうかでいいのでしょうか？（機関別内部質保証体制が確認する手順が有しているかどうかなのか、それともそれぞれの教育課程について定めた規定に明文化されているかどうかのかどちらなのでしょう？）もし、「機関別内部質保証体制が確認する手順が有しているかどうか」である場合は、どのような記載を想定しているのか具体例をお示しいただけたらと思います。	それぞれの教育課程について定めた規定に明文化されていることを想定しています。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
41	基準2-2	2-2-1	分析項目に「確認する手順を有していること」とありますが、「手順」がどのような記載を想定しているのか、具体例をお示ください。（※手順という、物事の順序や段取りまで記載というイメージですが、ここでいう「手順を有していること」とは、分析の手順にあるとおり、確認するという規定（方法）があるかどうかという理解でよろしいでしょうか。）	自己点検・評価の審議事項に、それらの事項が含まれていれば結構です。
42	基準2-2	2-2-1	それぞれの教育課程について定めた規定に （１）学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること （２）教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること （３）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること について、明文化されていることを確認するとあるが、学則等において（１）～（３）を規定されていることをもって、（１）～（３）について、機関別内部質保証体制が確認する手順を有していると解釈されるということでしょうか。 また、（１）～（３）については、具体的にどのような規定を想定されているか具体例を示してご教示いただければ幸いです。	自己点検・評価の審議事項に、それらの事項が含まれていれば結構です。
43	基準2-2	2-2-1	この項目の「手順」は、全学レベルの内部質保証の手順という理解でよいのか、あるいは基本組織を含めた手順という意味か？	大学ごとに、それぞれの基準について手順をどのように定めるかは異なり得ることを想定していますので、機関別内部質保証体制が機能する形で規定してあればどのような手順となってもかまいません。 ただし、教育課程の質保証の責任者は、教育研究上の基本組織の代表者と情報共有する必要は通常あると考えられますので、全学レベルのみで規定する場合には、基本組織を越えた通則として定めるなどの工夫は必要かもしれません。
44	基準2-2	2-2-1	「手順」を定める規定は、どのようなレベルの規定でもよいのか？	「どのようなレベルの規定」という表現の意味は必ずしも明確ではありませんが、学則、学部規則など特定の種類の規定方法を限定してはいません。
45	基準2-2	2-2-1	「手順」を定める規定において、評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準を定める必要はあるか？その他に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい	手順を定める「単一の」規定を求めているわけではありませんので、規定の性質に応じた内容であり、かつ、機関別内部質保証が機能することを担保できる手順となっていれば十分です。
46	基準2-2	2-2-1	教育研究上の基本組織（学部・研究科）レベルでも、それぞれの教育課程の内部質保証を定めた規定（分析項目2-2-2）において、分析項目2-2-1の(1)～(3)の内容が明文化されていることが必要との理解でよいのか？	必要です。
47	基準2-2	2-2-2	①分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
48	基準2-2	2-2-2	②分析の手順に「教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準で分析する内容の点検・評価を行うことが規定で定められていることを確認する」とありますが、規定には、どの程度具体的に明記されている必要があるのかご教示ください。領域レベルでよいのでしょうか。あるいは、基準レベル、分析項目レベルまで具体的に記載し、網羅している必要があるのでしょうか。	領域6の各基準で分析する内容なので、各基準の分析項目までの内容を網羅しておく必要があります。 ただし、規定として明示しなければいけないのかについては、組織内で明文化され、共有が図られていることが確認できるものであれば「規程」と銘打つものである必要はありません。
49	基準2-2	2-2-2	2. 別紙様式2-2-2について、「内部質保証の統括責任者による決定日」とありますが、これは規定の制定年月日を記載するのでしょうか。	原則として、規定の制定年月日
50	基準2-2	2-2-2	別紙様式について、「決定日」は何を指しているのか。 具体的に示して欲しい。（制定日なのか、施行日なのか）	原則として、規定の制定年月日
51	基準2-2	2-2-2	・別紙様式の統括責任者による決定日とは何か。	原則として、規定の制定年月日
52	基準2-2	2-2-2	教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていることの根拠として、6月の説明会資料では、各部局ごとの内部質保証実施要項が例として挙げられていたところだが、全学的な内部質保証実施要項を作成し、その実施主体を各部局等にする規定上のつくりでも問題ないのか。	問題ありません。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
53	基準2-2	2-2-2	・根拠資料はJABEEの報告書で良いのか。	この分析項目は、点検・評価の内容を規定で定めていることを確認する項目なので、根拠資料については、報告書ではなく、JABEE等の評価基準となります。その際、その評価基準を内部質保証の手順として、大学で決めておく必要があります。
54	基準2-2	2-2-2	研修会（6月7日、13日）の配付資料5（スライド24枚目）では、規定類の記入例として、「理学部内部質保証実施要項」、「医学教育評価実施要項」等が挙げられているが、教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準で分析する内容の点検・評価を行うことを全学的な規定類で定めるだけでは不十分で、教育課程ごとに実施要項を定め、その実施要項において基準や手順等についても規定しておく必要があるのか。	
55	基準2-2	2-2-2	「教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められている」規定は、どのようなレベルの規定でもよいのか？	「どのようなレベルの規定」という表現の意味は必ずしも明確ではありませんが、学則、学部規則など特定の種類の規定方法を限定してはいません。
56	基準2-2	2-2-2	規定において、評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準を定める必要はあるか？その他に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	この分析項目の趣旨は、内部質保証において点検された事項が外部質保証である認証評価の自己分析において利用できることを担保するためのものですので、そのことがわかるようであれば、それぞれに教育課程についてどのように自己点検・評価するかを具体的に定めたものを根拠資料とする必要はありません。
57	基準2-2	2-2-3	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
58	基準2-2	2-2-3	○分析項目2-2-3について 施設及び設備における「評価基準」の規定とはどのようなものを想定しているのでしょうか。具体例をお示しいただけたら助かります。	安全性への配慮（耐震化、バリアフリー、防犯など）、その他法令上の要件が課されている場合はその管理運営の状況を想定しています。
59	基準2-2	2-2-3	全学で一本の内部質保証を策定し、当該要項において、各種委員会（入試委員会、学生支援の委員会、施設整備委員会等）における質保証の内容を入れ込む形で策定することは可能か。	可能ではあると考えますが、策定の際には、各委員会規程との整合性に留意してください。
60	基準2-2	2-2-3	「自己点検・評価の方法」を定める規定は、全学レベルの規定という理解でよいのか？規定は、どのようなレベルの規定でもよいのか？	「どのようなレベルの規定」という表現の意味は必ずしも明確ではありませんが、学則、学部規則など特定の種類の規定方法を限定してはいません。
61	基準2-2	2-2-3	規定において、評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準以外に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	ありません。
62	基準2-2	2-2-4	①分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
63	基準2-2	2-2-4	②この分析項目における「学生の受入」が指すのは、入試と各企業等による卒業生の雇用のいずれでしょうか。	入試です。
64	基準2-2	2-2-4	別紙様式2-2-4の「評価方法を規定する規定類」の「評価方法」とは、何のことを言っているのかをお示しいただきたい。関係者から意見を聴取する仕組みそのもののことか。それとも、聴取した意見により機関別内部質保証体制が教育課程や施設設備、学生支援、学生受入を評価する方法のことを言っているのか。	「評価方法」とは、自己評価の方法であり、施設設備、学生支援、学生受入の質保証に責任をもつとされた組織（2-1-3）が自己点検・評価をする際に従うべき方法を定めている規定を意味します。 2-2-4は、意見聴取に関わる分析を求めています。ここでは、意見聴取の方法とその結果の分析の方法までの規定を求めており、これらの活動に対する評価は、意見聴取のみならず他の状況の分析を含めて総合的に行われることを想定しています。
65	基準2-2	2-2-5	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
66	基準2-2	2-2-5	○分析項目2-2-5について 分析項目に「設置履行状況等趙において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む」とありますが、これらすべてを踏まえる必要があるのか、それともどれか一つでも該当する意見を踏まえていけばよいのでしょうか？	基本的にはすべて記載してください。
67	基準2-2	2-2-5	・別紙様式2-2-5のヘッダーが「別紙様式2-2-6」となっている。	誤記です

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
68	基準2-2	2-2-5	こちらの分析項目について、旧基準8-1-③と同様の考えで分析したいと考えております。この考え方で誤りはないでしょうか。旧基準8-1-③と異なるとすれば、具体例をお示しください。	分析項目2-2-5に関しては、教育課程、施設設備、学生支援、学生受入がすべて対象となっておりますので、2巡目の基準8（教育の内部質保証）観点8-1-③に係る分析の際の考え方で誤りはないですが、自己点検・評価の対象としては、基準4の観点4-1-④の一部、基準7の各観点における学生のニーズの把握の部分、基準9（財務基盤及び管理運営）観点9-2-②、9-3-②の内容も含まれますのでご注意ください。
69	基準2-2	2-2-5	「対応措置について検討、立案、提案する手順」を定める規定は、教育課程については、教育研究上の基本組織（学部・研究科）レベルと言う理解でよいか？それ以外の施設・設備等については、全学レベルと言う理解でよいか？	ほぼそのように考えてよいと思われます。
70	基準2-2	2-2-5	「手順」を定める規定に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	基本的には手順を定める規定を策定することを求めているのではないことをご了解ください。いずれかの委員会の設置規定において、その審議事項として必要な事項があげられていて、その審議結果について、別の委員会の設置規定等が報告を求めることが規定されていれば、情報共有の手順はできているものと考えられます。
71	基準2-2	2-2-5	「検討、立案、提案」の違いが分り難いので、主体・客体等を詳しく説明していただきたい。	「検討」とは立案に先立って、状況を分析し選択肢を吟味する段階を意図しています。「立案」とは、それらの選択肢のなかからひとつを選択し、その選択肢を実施するとした場合の詳細を明確化する段階を意図しています。「提案」とは、そのような立案された計画について、その計画を実施する主体ないし責任者に対してその計画の内容を示し、採用されることを目的として説明する段階を意図しています。当然、これらの各段階が明確に分割して順次移行するとはかぎりませんので、あえて、「検討、立案、提案」と並記して改善・向上に結びつける段階全体を特徴づける形で表現してあります。
72	基準2-2	2-2-5	教育研究上の基本組織（学部・研究科）レベルの自己点検・評価の結果について、全学レベルの機関別内部質保証体制において「共有、確認」することについて、「手順」を全学レベルの規定で定める必要はあるか？また、必要がある場合は、「手順」を定める規定に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	機関別内部質保証体制における教育課程に関する情報(事実の認識、判断の結果、計画立案及び計画実施の状況)の共有、確認のためには、基本組織ごとの状況に関する分析結果が機関別内部質保証体制の中核的組織又は総括責任者において認識される必要があります。 しかし、基本組織ごとの分析をどのような組織が行うか(たとえば、それぞれの学部・研究科等が分析するのか、全学的な調査評価組織が一様に実施するのか、あるいはそれらが併用されているかなどさまざまな方法が大学にごとに異なることが想定されます)によって、この情報共有の手順は異なり、規定の方法も異なると考えられますので、どのように規定するかということは大学の判断によることになります。
73	基準2-2	2-2-6	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
74	基準2-2	2-2-6	○分析項目2-2-6について この分析項目で示されている手順とはどのようなものでしょうか？具体例をお示しいただけたらと思います。	たとえば、該当する委員会の所掌事項に自己点検・評価の結果への対応がはいっていること。
75	基準2-2	2-2-6	分析項目2-2-1と同様の質問になりますが、この分析項目で示されている手順とは、どのようなものなのでしょうか。具体例をお示しください。 （※手順というと、物事の順序や段取りまで記載というイメージですが、ここでいう「手順が定められていること」とは、実施するという規定（方法）があるかどうかという理解でよろしいでしょうか。）	委員会等の規程に、計画を実施する事項という審議事項が含まれていれば結構です。
76	基準2-2	2-2-6	「承認された計画を実施する手順」を定める規定は、教育課程については、教育研究上の基本組織（学部・研究科）レベルと言う理解でよいか？それ以外の施設・設備等については、全学レベルと言う理解でよいか？	その理解でけっこうです。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
77	基準2-2	2-2-6	「手順」を定める規定に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	基本的には手順を定める規定を策定することを求めているのではないことをご了解ください。いずれかの委員会の設置規定において、その審議事項として必要な事項があげられていて、その審議結果について、別の委員会の設置規定等が報告を求めることが規定されていれば、情報共有の手順はできているものと考えられます。
78	基準2-2	2-2-6	教育研究上の基本組織（学部・研究科）レベルの「計画を実施する手順」について、全学レベルの機関別内部質保証体制において「承認」することについて、「手順」を全学レベルの規定で定める必要はあるか？また、必要がある場合は、「手順」を定める規定に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	機関別内部質保証体制として「承認」するための手続きが定められているということは、大学「レベル」で定められた手続きがあるということになります。しかし、当然、そのような手続きのなかの要素については、「委任」することが可能です。手順の詳細は組織ごとに規定することとして、その要件を全学レベルで記載するということは可能な選択肢であると考えられます。
79	基準2-2	2-2-6	分析項目2-2-6の「承認された計画」と分析項目2-2-5の「対応措置」の関係がわかりにくいので、手順に沿って詳しく説明していただきたい。	対応措置の実施は、なんらかの責任者によるものとなりますが、内部質保証体制(たとえば、その中核的組織)において対応することが決定されたとき、その対応のための取組計画の立案の責任の所在、計画を実施することを決定する責任の所在、さらに計画を実施する責任の所在が明確になっていることがわかるように分析してください。
80	基準2-2	2-2-7	分析項目に係る根拠資料・データの規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
81	基準2-2	2-2-6 2-2-7	根拠規定となる規定類について、どの程度明確に実施する手順が定められていれば良いのか。（可能であれば、具体例をお示しいただきたい。）	委員会等の規程に、計画を実施する事項という審議事項が含まれていれば結構です。
82	基準2-2	2-2-7	分析項目2-2-6では別紙様式があるが、この分析項目には別紙様式がない。その意図するところはなにか。実際のところ、この項目においても、分析項目2-2-6と同様に、評価の対象（教育課程、施設設備、学生支援、学生受入）ごとに規程を答える形にはならないのか。	対応計画の進捗確認、確認された状況に対する措置については、機関別内部質保証体制の様態によって大学ごとに異なり得ることを想定しています(たとえば、一方では、機関別内部質保証体制の中核的組織が随時進捗確認するという考え方がありえますし、他方では、活動の領域ごとに随時点検し、定期的に機関別に集約するという考え方がありえます)ので、大学の考え方に沿った規定の方法によってください。
83	基準2-2	2-2-7	「その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順」を定める規定は、全学レベルと言う理解でよいのか？	その理解でけっこうです。
84	基準2-2	2-2-7	「手順」を定める規定に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	基本的には手順を定める規定を策定することを求めているのではないことをご了解ください。いずれかの委員会の設置規定において、その審議事項として必要な事項があげられていて、その審議結果について、別の委員会の設置規定等が報告を求めることが規定されていれば、情報共有の手順はできているものと考えられます。
85	基準2-3	2-3-1	・別紙様式2-3-1の「年月」は評価結果等が通知された年月を記入するのか、何の年月なのか伺いたい。	・機関別内部質保証体制で共有が図られた年月
86	基準2-3	2-3-1	①別紙様式に記載する計画等の進捗状況の対象期間をご教示ください。	対象期間（前回認証評価以降、評価実施年度の5月1日まで）のうち内部質保証体制の確立以降
87	基準2-3	2-3-1	・いつを基準とし、何年分の報告をするのか伺いたい。	対象期間（前回認証評価以降、評価実施年度の5月1日まで）のうち内部質保証体制の確立以降
88	基準2-3	2-3-1	・計画等の進捗状況は何年分、別紙様式に記載するべきか。	対象期間（前回認証評価以降、評価実施年度の5月1日まで）のうち内部質保証体制の確立以降
89	基準2-3	2-3-1	別紙様式2-3-1について 記述する内容は、過去何年分が必要か。	対象期間（前回認証評価以降、評価実施年度の5月1日まで）のうち内部質保証体制の確立以降
90	基準2-3	2-3-1	対象期間は、いつからいつまでを想定しているのか。また、記載は何件くらいを想定しているのか。	対象期間（前回認証評価以降、評価実施年度の5月1日まで）のうち内部質保証体制の確立以降 特段、件数は想定していません。
91	基準2-3	2-3-1	別紙様式2-3-1の「改善・向上が必要と確認された事項」は、過去何年に遡り記載すればいいのか。	対象期間（前回認証評価以降、評価実施年度の5月1日まで）のうち内部質保証体制の確立以降 特段、件数は想定していません。
92	基準2-3	2-3-1	・別紙様式2-3-1では、「※・・・領域4、5、6の各基準と関連付け」にあるが、修正漏れではないか。	・修正漏れです。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
93	基準2-3	2-3-1	②6月の研修会においては、可能な限り多く列挙するよう説明がありましたが、上限は何件でしょうか。	とくにありません。
94	基準2-3	2-3-1	・「計画等の進捗状況」の計画等とは、具体的に何にあたるのか。	「計画等」とは、自己点検・評価や外部者からの指摘等から明らかになった課題などに対し、質保証のために改善又は向上が必要と思われる取組を指します。 具体的には、自己点検・評価や外部者からの指摘等に基づき課題などが認識された場合には、必要な資源や確保可能な資源を考慮しつつ改善又は向上のための計画を立案して、計画実施に着手している、あるいは計画立案に至らなくともそのための検討を行うことが想定されています。 これらの対応の状況をもって「計画等の進捗状況」としています。
95	基準2-3	2-3-1	「対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していること」を「確認」する手順を規定で定める必要はあるか？ 必要がある場合、全学レベルの規定で定めるのか、それとも、教育研究上の基本組織（学部・研究科）レベルの規定で定めるのかを御教示願いたい。また、「手順」を定める規定に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	「対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していること」を「確認」する手順は、分析項目2-2-7の分析のために確認、提示された資料において示されていると想定しています。
96	基準2-3	2-3-2	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	前回認証評価以降
97	基準2-3	2-3-2	②対象期間のものはすべて提出する必要があるのか、あるいは直近のものみの提出でよいのかご教示ください。	「より望ましい取組として分析」することを求めていますので、そのような分析に必要な根拠資料・データを提示してください。
98	基準2-3	2-3-2	分析項目2-3-2 ～ 2-3-4は、「より望ましい取組として分析」する項目ですが、この項目については取組を行っている場合は記入する（必須項目ではなく）という理解でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
99	基準2-3	2-3-2	教育研究上の基本組織（学部・研究科）レベルの取組も対象となるか？	機関別内部質保証体制のなかの取組ということであれば、対象となり得ます。
100	基準2-3	2-3-3	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	前回認証評価以降
101	基準2-3	2-3-3	②対象期間のものはすべて提出する必要があるのか、あるいは直近のものみの提出でよいのかご教示ください。	「より望ましい取組として分析」することを求めていますので、そのような分析に必要な根拠資料・データを提示してください。
102	基準2-3	2-3-3	③分析項目に係る根拠資料・データ2ボツ目の「学生が主体的に～確認した報告書等」というのは、たとえば学生意見箱（学生からの意見への回答を学内限定で公開している）への回答などを想定しているのでしょうか。	学生が組織する団体等が、主体的にアンケート等意見聴取を実施し、その報告書を大学に提出するという仕組みを想定しています。
103	基準2-3	2-3-3	「学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等」について、学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等とは、具体的にはどんなものを想定されているのか 例えば 学生アンケート（学生が主体的に回答を作成し）教育改善推進室がその結果を検証し、その検証結果を学生委員会に報告し、改善を行う。（機関別内部質保証体制として確認）その始終を報告書としてまとめる	学生が組織する団体等が、主体的にアンケート等意見聴取を実施し、その報告書を大学に提出するという仕組みを想定しています。
104	基準2-3	2-3-4	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	前回認証評価以降
105	基準2-3	2-3-4	②対象期間のものはすべて提出する必要があるのか、あるいは直近のものみの提出でよいのかご教示ください。	「より望ましい取組として分析」することを求めていますので、そのような分析に必要な根拠資料・データを提示してください。
106	基準2-3	2-3-4	第三者による検証等の報告書とは、例えば、医学教育評価機構（医学教育分野別評価）、薬学教育評価機構（6年制薬学教育評価）や日本技術者教育認定機構（JABEE）等による評価報告書と解して差し支えないか	現在、対象となる質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言の機関については検討中です。
107	基準2-4	2-4-1	①分析項目に係る根拠資料・データ1ボツ目の規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
108	基準2-4	2-4-1	②分析項目に係る根拠資料・データ2ボツ目の議事録及び当該関係資料の対象期間をご教示ください。	前回認証評価以降

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
109	基準2-4	2-4-1	「学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直し」の検証を行う仕組みを定める規定は、全学レベルと言う理解でよいか。	機関全体への影響をもつ見直しであることが、その見直しが重要であることの基準のひとつです。
110	基準2-4	2-4-1	「学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直し」の検証を行う仕組みについて、規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	そのような見直し、変更が機関別内部質保証体制において位置づけられている必要があります。
111	基準2-5	2-5-1	①分析項目に係る根拠資料・データ1ボツ目の規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
112	基準2-5	2-5-1	②分析項目に係る根拠資料・データ3・4ボツ目の対象期間をご教示ください。	少なくとも評価実施前年度の状況
113	基準2-5	2-5-1	（質問）教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）について ⇒平成31年度に機関別認証評価を受審する場合の平成26～30年度が対象となるのか ⇒採用人数、昇任人数とも対象となる5年分の合計人数を計上するのか	様式を変更いたしました。
114	基準2-5	2-5-1	「学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料」「大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料」とは、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか（採用選考に際し、面接や模擬授業を行っている場合、どのような資料が根拠資料に該当するのか具体例を教えてください。選考調査等が該当する場合は、別紙2-5-1で記載した人数分を根拠資料として提出する必要があるのでしょうか）。 また、人事選考規程等で明文化していることで根拠とすることは可能でしょうか。 「平成31年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会」資料において例示された別紙様式2-5-1の記入内容について、学部もしくは研究科毎に過去5年間の状況をまとめた結果の記載のみとなっておりますが、年度毎の詳細を後々確認することはあるのでしょうか。	人事選考委員会等から上部審議組織に報告した際に、面接、模擬授業等が実際に行われたことを示す資料を想定しています。なお、すべての案件についての資料を提出する必要はありません。 様式については、過去5年の合計ではなく、年度ごとに計上してください。
115	基準2-5	2-5-2	教員業績評価に関する規定に規定する必要がある内容があれば御教示願いたい。	教員業績評価については、どの程度の頻度で実施するか、実施の責任および責任の分担はどのようになっているか、どのような方法によって実施するか（活動の領域ごとの自己評価の検証として実施、指標によって自動的に評価、活動の領域ごとの目標達成によって評価など）、評価結果の表示方法、評価結果の通知、開示の方法、評価結果に基づく対応方法が具体的に（つまり、「必要に応じて」とか「参考にする」という程度ではなく）規定されていることが必要です。
116	基準2-5	2-5-2	①分析項目に係る根拠資料・データ1ボツ目の規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
117	基準2-5	2-5-2	②分析項目に係る根拠資料・データ2ボツ目の別紙様式の実施年度の対象期間をご教示ください。	直近3回程度
118	基準2-5	2-5-2	③分析項目に係る根拠資料・データ3ボツ目の対象期間をご教示ください。	直近3回程度
119	基準2-5	2-5-2	別紙様式2-5-2について 評価の実施年度欄について、過去何年分必要か	直近3回程度
120	基準2-5	2-5-2	別紙様式2-5-2の「評価実施年度」は過去何年に遡り記載すればいいか。また、分析の手順には「評価対象者を確認する」とあり、別紙様式2-5-2の項目名は「評価対象者数」となっている。分析の手順「評価対象者を確認する」を「評価対象者数を確認する」に修正するべきではないか	直近3回程度
121	基準2-5	2-5-2 2-5-3	・過去何年分の実施状況を報告すればいいのか伺いたい。	直近3回程度
122	基準2-5	2-5-2 2-5-3	（質問）実施状況に関する根拠資料は過去何年分が必要となるのか。直近年度（例えば平成30年度）のみで足りるのか。	直近3回程度
123	基準2-5	2-5-2 2-5-3	・教員の業績評価の実施状況は何年分、資料を用意するべきか。	直近3回程度
124	基準2-5	2-5-3	①分析項目に係る根拠資料・データ1ボツ目の規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
125	基準2-5	2-5-3	②分析項目に係る根拠資料・データ2ボツ目の別紙様式の実施年度の対象期間をご教示ください。	直近 3 回程度
126	基準2-5	2-5-3	③分析項目に係る根拠資料・データ3ボツ目の対象期間をご教示ください。	直近 3 回程度
127	基準2-5	2-5-4	別紙様式に記入する対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
128	基準2-5	2-5-4	FDの内容・方法及び実施状況一覧に記載する内容は大学機関別認証評価を受ける前年度に関する一覧を記載するという認識で間違いないでしょうか？（他の分析項目に関しても過去何年分等の記載がないものは原則、大学機関別認証評価を受ける前年度分を記載するということがよろしかったでしょうか？）	評価実施前年度
129	基準2-5	2-5-4	別紙様式に“ある事柄の実施状況”を入力する場合、ある程度の期間における実施状況を入力する必要があると考えるが、Q&AのA4には、「現在（評価実施年度）の状況について評価を行うもの」と記載がある。 平成31年6月に提出する報告書について、当該年度の状況を記載するのは困難であることから、例えば評価実施年度の直近の年度（平成30年度）1年間における状況を入力し、その旨を余白に付記するというにしても良いか。	評価実施前年度
130	基準2-5	2-5-4	別紙様式2-5-4については、過去何年に遡り実施したFDを記載すればいいのか。また、一つの取組について複数回実施した場合、参加人数は延べ人数を記載する等、当方で独自に工夫して記載例以上に詳細に記載してよいか。	評価実施前年度 様式を崩さなければ、工夫いただいて構いません。
131	基準2-5	2-5-5	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の基準日をご教示ください。（特にTA等教育補助者の配置状況、活用状況は評価実施前年度（平成31年度受審の場合、平成30年度）の状況という理解でよいでしょうか。）	基準日：評価実施年度の5月1日現在 TA等教育補助者の配置状況、活用状況の対象期間：評価実施前年度
132	基準2-5	2-5-5	分析項目に係る根拠資料・データに「TA等の教育補助者」とあるが、「教育補助者」の定義をお示しいただきたい。	教育課程を遂行する上で補助的業務を行うために活用される人材（高等教育質保証用語集より）
133	基準2-5	2-5-6	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象期間をご教示ください。	少なくとも評価実施前年度の状況
134	基準2-5	2-5-6	・受審の前年度の実施状況を報告すればよいのか伺いたい。	少なくとも評価実施前年度の状況
135	基準2-5	2-5-6	別紙様式2-5-6について、研修等の実施状況を過去何年に遡り記載すればいいのか。	少なくとも評価実施前年度の状況
136	基準3-1	3-1-1	分析項目に係る根拠資料・データ1ボツ目の「直近年度」というのは、平成31年度受審の場合は前年度の平成30年度の財務諸表という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。 承認後に提出いただければ結構です。
137	基準3-1	3-1-1	（質問）根拠資料となる直近年度の財務諸表や監事、会計監査人報告書については、平成31年度に機関別認証評価を受審する場合の対象年度は、平成30年度となるのか。平成30年度が対象となる場合、自己評価書の提出に間に合わない可能性が高く、対応についてご教示いただきたい。	承認後に提出いただければ結構です。
138	基準3-1	3-1-2	（質問）予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）について ⇒様式上、損益勘定の項目となっているが損益ベースで作成すべきか、決算ベースで作成すべきかご教示いただきたい。また、いずれで作成するにあたって項目に難があり、実態に即した項目に変更したいが差し支えないか。	損益計算書の数字をベースに作成してください。
139	基準3-1	3-1-2	教育研究経費の中に受託研究経費、共同研究経費を含めて計上するということで問題ないでしょうか？ （受託研究経費、共同研究経費を計上する経費をご教授頂きたい。）	受託、共同研究経費については、教育研究経費には含めないでください。計上する場合には、その他を使用してください。
140	基準3-2	3-2-1	分析項目に係る根拠資料・データの基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
141	基準3-2	3-2-2	別紙様式にいつ時点の情報を記入するのをご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
142	基準3-2	3-2-2	・別紙様式に記載する根拠規定等の提出の必要はないのか。 (自己評価書の様式に根拠規定の提出が求められていないため。)	提出の必要はありませんが、調査期間中に提出を求める場合があります。
143	基準3-3	3-3-1	①分析項目に係る根拠資料・データ1・2ボツ目の規定類及び組織図はいつ時点のものが対象かご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
144	基準3-3	3-3-1	②分析項目に係る根拠資料・データ3ボツ目の「分析項目2-5-6教育支援者を含む。」は「分析項目2-5-5教育支援者を含む。」の誤記でしょうか。	誤記です
145	基準3-3	3-3-1	別紙様式3-3-1の「事務組織一覧」が別紙様式2-5-5の「教育支援者」と対応するのであれば、基準日は評価実施年度の5月1日現在でよいのでしょうか。	評価実施年度の5月1日現在
146	基準3-3	3-3-1	③別紙様式に記入する人数には非常勤職員は含まれるのかをご教示ください。	様式を変更いたしました。
147	基準3-3	3-3-1	・別紙様式3-3-1の人数は、常勤と非常勤の合計数でよいのか伺いたい (別紙様式2-5-5では常勤と非常勤に分かれている)。	様式を変更いたしました。
148	基準3-3	3-3-1	(質問) 事務組織一覧(別紙様式3-3-1)について ⇒部署の括りはどの程度が適切か(記入例では部単位) ⇒人数は現員ベースで計上するのか、有期雇用職員は含めるべきか	部署の括りは、大学の状況により適宜記述してください。 様式を変更いたしました。
149	基準3-3	3-3-1	・(分析項目2-5-6教育支援者を含む。)とあるが、分析項目2-5-5の誤りではないか。	・誤りです。
150	基準3-4	3-4-1	別紙様式にいつ時点の情報を記入するのかご教示ください。自己評価書及び別紙様式には記載がありませんが、6月の研修会資料(スライドNo.51)には赤字で「評価実施年度における参加者の役職名(規定に沿った)表を根拠資料とする」と記載がありますので、平成31年度に受審する場合は、平成31年度時点の情報を別紙様式に記入をすればよいのでしょうか。	評価実施年度の5月1日現在
151	基準3-4	3-4-2	別紙様式に記入する対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
152	基準3-4	3-4-2	(質問) SDの内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式3-4-2)について ⇒平成30年度を対象に作成すればよいか。	評価実施前年度
153	基準3-5	3-5-1	分析項目に係る根拠資料・データ1ボツ目の規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
154	基準3-5	3-5-3	分析項目に係る根拠資料・データ1・2ボツ目の組織図又は関係規定の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
155	基準3-5	3-5-4	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
156	基準3-5	3-5-4	②6月の研修会資料(スライドNo.54)には、連携の状況について確認する資料として、議事メモ等が例示されていましたが、メールによる開催通知でも不足ないでしょうか。	開催通知だけでなく、議事メモ等議事内容がわかるものを根拠資料としてください。
157	基準4-1	4-1-1	別紙様式に記入する情報の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
158	基準4-1	4-1-1	分析の手順にある「共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。」とあるが、認証評価共通基礎データ様式1のどの部分で示せばよいのでしょうか。 また、連合大学院や国際連携専攻は、「2以上のキャンパスでの教育の実施」に該当するのでしょうか。	様式で示す必要はありませんが、調査期間中に確認する場合があります。 連合大学院や国際連携専攻は、「2以上のキャンパスでの教育の実施」に該当しません。
159	基準4-1	4-1-3	分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	評価実施前年度、ただし、整備状況、安全防犯面への配慮については、評価実施年度の5月1日現在
160	基準4-1	4-1-6	別紙様式に記入する情報の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
161	基準4-1	4-1-3	分析の手順のなかに「その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。」とありますが、法令上の要件とはどの程度のことを指しているのでしょうか。範囲が広すぎます。具体例をお示しいただけませんでしょうか。	その他ということで、最後の項目で示しており、範囲が広いことは承知しておりますが、大学も多岐にわたる上、来年度からの評価ということで現時点で手元にあるデータも少ないので、具体例をお示しすることはできません。
162	基準4-2	4-2-1	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
163	基準4-2	4-2-1	・生活支援制度の利用実績は何年分、資料を用意するべきか。	評価実施前年度
164	基準4-2	4-2-1	●相談の実績の対象期間について 直前の1年分でもいいのか、そのほかの指定のある項目（分析項目6－8－1など）と同様5年分とするのか、もしくは前回の認証評価を実施した年度以降から直前までの7年分が必要でしょうか。 ご教示のほどよろしくお願いたします。	評価実施前年度
165	基準4-2	4-2-1	別紙様式4－2－1の「相談の実績」については、過去何年に遡り記載すればいいのか。	評価実施前年度
166	基準4-2	4-2-1	・別紙様式に記載する根拠規定等の提出の必要はないのか。 （自己評価書の様式に根拠規定の提出が求められていないため。）	提出の必要はありませんが、調査期間中に提出を求める場合があります。
167	基準4-2	4-2-2	別紙様式に記載する対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
168	基準4-2	4-2-2	課外活動団体への支援として、資金、物品等の物的援助だけでなく、有償の外部講師による幹部学生への研修などソフトウェア面での支援も取り上げて構わないか。 この場合、自己評価書の特記事項に記述すればいいか。	取り上げていただいて構いません。その場合、特記事項に記載してください。
169	基準4-2	4-2-2	別紙様式4－2－2の「内容」欄に記載する支援内容は、規程等により定めている活動内容を書けば良いのか。それとも実際に行った実績としての支援内容を書けばよいのか。その場合、過去何年に遡り記載すればいいのか。	実際に行った実績としての支援内容を記載してください。 評価実施前年度
170	基準4-2	4-2-2	別紙様式4－2－2だけでは、分析の手順に示されている「課外活動団体数」は確認できないのではないのか。	様式を変更いたしました。
171	基準4-2	4-2-2	平成30年6月の説明会資料5「基準ごとの分析を行う際の手順等について」の記載例では、課外活動が円滑に行われるよう必要な支援が行われているか判断できないと思われるが、この記載例のような抽象度で記載してよいのか。また同資料の記載例では「備考」欄の記載がないが、どのようなことを記載する箇所なのか。やはり記載例が欲しい。	支援の状況が確認できればけっこうです。 また、備考については、優れた取組などの補足説明が必要な時にお使いください。
172	基準4-2	4-2-3	分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
173	基準4-2	4-2-4	分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
174	基準4-2	4-2-5	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
175	基準4-2	4-2-5	・奨学金の利用実績と授業料、入学金免除の利用実績は何年分、資料を用意するべきか。	評価実施前年度
176	基準4-2	4-2-5	別紙様式4－2－5の「支援の実績」欄に記載する支援対象者数は、過去何年に遡り記載すればいいのか。	評価実施前年度
177	基準4-2	4-2-5	別紙様式4－2－5について 窓口の周知の人数を記載するようになっているが、オリエンテーションで周知を行った場合は、オリエンテーションの参加人数でいいか、また、メールであれば、メールの配信アドレス数でいいか。掲示の場合はどうか。或いは、掲示での周知は対象外ということか。	様式を変更いたしました。
178	基準4-2	4-2-5	奨学金制度窓口の周知における、支援実績人数につきまして周知方法としてメール、掲示板、説明会を想定していますが支援実績人数はどの人数を記入すればよろしいでしょうか？	様式を変更いたしました。
179	基準4-2	4-2-5	別紙様式4－2－5の「支援の内容」欄に「奨学金制度窓口の周知」については、「支援の実績」欄に、周知した人数を書くと思われるが、正確に把握するのは難しいのではないのか。	様式を変更いたしました。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
180	基準5-2	5-2-1	分析項目に係る根拠資料・データ1～4ボツ目（別紙様式含む）の対象年度をご教示ください。	評価実施前年度
181	基準5-1	5-1-1	分析項目に係る根拠資料・データの「学生受入方針が確認できる資料」とありますが、当該学生受入方針の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
182	基準5-2	5-2-1	別紙様式5-2-1には、何年度の入試について記載すればよいのか。また根拠資料として募集要項を提出する必要はあるか。	評価実施前年度
183	基準5-2	5-2-2	分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	少なくとも評価実施前年度の状況
184	基準5-3	5-3-1	この分析項目について、学部改組等が行われた場合は、どのように対応すればよろしいでしょうか。本学では、平成31年4月に工学研究科から理工学研究科に改組予定ですが、工学研究科がこちらの項目に該当する可能性があります。自己評価書は理工学研究科で作成しますが、工学研究科の取組についても報告すべきなのでしょうか。また、認証評価共通基礎データ様式2について、改組前の学部・研究科の数値も記載すべきでしょうか。併せてご教示くださるようお願いいたします。	基本的には、評価実施年度にける基本組織について自己評価をしていただきますが、分析項目によっては、評価実施年度以前の状況についても分析する必要があります。 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2の入学（収容）定員充足率に関しては、改組前の状況を記載する必要はありません。
185	領域6		3) 領域6の分析単位について 領域6に各分析項目について、教育研究上の基本組織の単位よりも細かい専攻・学科レベルで分析しなくてはならないものはどの分析項目が該当するでしょうか。	これは内部質保証に関する大学の考え方によるものであるもので一概には言えませんが、カリキュラムポリシーが異なる教育課程についてはそれぞれ個別の分析をおこなってください。
186	領域6		4) 分析の単位について 学部・研究科によっては、1つのディプロマ・ポリシーに対して、学科・専攻単位で複数のカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが設定されておりますが、この場合、最も細かくポリシーを定めている学科・専攻単位で分析を行うことになるのでしょうか。	内部質保証に関する大学の考え方によるものであるもので一概には言えませんが、異なるカリキュラムを履修する学生に関して一括して分析をおこなってください。
187	領域6		○領域6の大学院の自己評価する範囲について 領域6について、大学院の自己評価する範囲は、どこまでなのでしょう？ 【関係法令等】を見るかぎりでは、 ・分析項目6-2-2 ・分析項目6-4-4 ・分析項目6-4-7 ・分析項目6-4-11 ・分析項目6-5-3 ・分析項目6-7-5 は対象外に見えますがそれでよろしいのでしょうか？また、過不足等ございましたらお知らせください。	・分析項目6-2-2 ⇒ 大学院課程であれ分析は必要 ・分析項目6-5-3 ⇒ 大学院課程であれ分析は必要。たとえば、Non-academic careerに関する支援等 他は、分析不要 ・分析項目6-4-4 ・分析項目6-4-5 ・分析項目6-4-7 ・分析項目6-4-11 ・分析項目6-7-5
188	領域6		6月7日の研修会において、「領域6の分析に当たり、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、当該第三者による検証、助言等の報告書をもって領域6の各基準の自己評価に代えることができる」との説明があった。 専門職大学院の認証評価は一律上記に該当するのか、あるいはどういった第三者評価が上記に該当するのか。	その予定ですが、現在検討中です。
189	領域6		・分野別認証評価としてJABEEで受審した報告書は、領域6全てを代用できるのか。	その予定ですが、現在検討中です。
190	領域6		6月7日の研修会において、「領域6の分析に当たり、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、当該第三者による検証、助言等の報告書をもって領域6の各基準の自己評価に代えることができる」との説明があり、8月に公表されたQ & Aでは「第三者の信頼性については、大学の状況を勘案しつつ、第三者の種別ごとにその根拠法令、条約等との関係を考慮しつつ、関連機関からの情報提供を得て評価委員会において判断します。」とありました。 今後、社会的信頼性の向上を目的とした分野別評価を推進するにあたり、似たような評価業務による負担は極力軽減し、その分、教育研究の向上に充てたいと考えております。評価委員会において信頼できる第三者とされた評価機関を公表いただくことは可能でしょうか。	公表をする予定です。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
191	領域6		新設・改組学部等の取扱について (質問) 本学では、平成28年度に学部改組を行っており、認証評価を受審する平成31年度が完成年度となっている。領域6については、基本組織ごとに自己評価書を取りまとめることになるが、募集停止学部等の取扱(自己評価書や根拠資料の編纂等)について、ご教示いただきたい。	領域6においては、各基準の判断は行わず、基準6-8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出してください。
192	領域6		Q24にて、「学生募集を停止した学部・研究科がある場合には、基準6-8のみ自己評価書の作成を行う。」との回答がありますが、評価実施年度において、学生募集を停止しており、本学において、教育研究上の基本組織としていない「学部・研究科」についても、基準6-8を作成しなければならないのか伺いたい。 (領域6については、分析項目2-1-2において確認された教育研究上の基本組織等ごとに作成する旨の記述があったため。)	領域6においては、各基準の判断は行わず、基準6-8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出してください。
193	領域6		【質問事項】 領域2や領域6で設定する「教育研究上の基本組織」には、受審年度時点で学生の募集停止をして、学年進行の学生(例えば3年生以上)のみが在籍している学部も含める必要がありますでしょうか。 なお、当該学部の廃止は改組に伴うものではありません。	教育研究上の基本組織は評価実施年度時点のものであり、含める必要はありません。ただし、領域6においては、各基準の判断は行わず、基準6-8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出してください。
194	領域6		●学部・研究科の一部改組や体制の変更と領域6における自己評価書の作成について 本学は、平成29年度に教育学部は幼稚園教員養成課程と教養学科を廃止し、初等教育教員養成課程及び教育協働学科が新設され、学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程を含め、3課程と1学科の編成となりました。 また、大学院は平成31年度に改組を予定しており、教育学研究科は従来の18専攻体制から4専攻体制へ、連合教職実践研究科は専攻内のコース区分を見直し、新たに1専攻4コースの体制となります。 このような事情から、教育学部の初等教育教員養成課程、教育協働学科及び大学院連合教職実践研究科は、評価実施年度に完成年度に達していません。 そのため、完成年度に達していなければ分析が難しい項目ないし基準については、完成年度に達している教員養成課程「学校教育教員養成課程」についてのみ分析を行い、事情を特記事項に記載する、ということでしょうか。 また、学生募集が停止した教育学部の幼稚園教育教員養成課程、教養学科及び改組前の大学院の教育学研究科及び連合教職実践研究科については、基準6-8のみの自己評価書の作成が必要なのでしょうか。 ご教示のほどよろしくお願いいたします。	[完成年度に達していない学部・研究科] その理解でけっこうです。 [学生募集を停止した学部・研究科] 領域6においては、各基準の判断は行わず、基準6-8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出してください。
195	領域6		●改組前の大学院連合教職実践研究科の基準6-8の自己評価書の作成について 平成31年度の専門職大学院の認証評価が改組前の組織において、本学の教職大学院は平成31年度に文部科学省一般財団法人教員養成評価機構(文部科学大臣による認証された認証評価機関)より専門職大学院の認証評価を受審しております。 「自己評価実施要領」の49ページにある「領域6の分析にあたり、当該教育研究上の基本組織等責任を有する教育課程が、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合は、当該第三者による検証、助言等の報告をもって領域6の各基準の自己評価に変えることができます。」には該当しないのでしょうか。 ご教示のほどよろしくお願いいたします。	該当しません。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
196	基準6-1	6-1-1	○分析項目6-1-1の大学院の自己評価について 領域6については教育課程毎(学部・研究科毎)に自己評価することになっていたかと思ひます。析項目6-1-1について、【関係法令等】の「学校教育法施行規則第165の2」では、大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあっては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。「一 卒業の認定に関する方針」「二 教育課程の編成及び実施に関する方針」「三 入学者の受入れに関する方針」とあり、大学院は、「三 入学者の受入れに関する方針」を定めていれよとされています。(ただ、実際は多くの大学で「一 卒業の認定に関する方針」等についても定めていると思ひます。本学もあります)しかし、ここの分析項目では、『学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。」「学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ」「学生の学習の目標となっていること」「何が得意になるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること』とあり、学位授与方針に上記3点が含まれていることを確認するとあります。法令では、「入学者の受入れに関する方針」のみでいいといっている大学院についても、ここの記載を求めているのか(本学はここの記載はありません)、それとも、学部のみで大学院は現在策定されている学位授与方針を提出するだけ(あるいはそもそも大学院は該当外)で基準を満たしていることになるのか。確認させてください。	機構が実施する大学機関別認証評価においては、学士課程であれ大学院課程であれ2巡目以来、3つのポリシーを求めるとしていることを継続しています。 大学機関別認証評価における大学評価基準は、設置基準等の水準にとどまる必要はないと考えているため、3巡目においても、2巡目と同様に学士課程、大学院課程の3つポリシーについて、策定・公表を求めています。
197	基準6-1	6-1-1	分析項目に係る根拠資料・データの「公表された学位授与方針」の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
198	基準6-1	6-1-1	分析の手順に記載されている「学習成果」とは、具体的にどのような記述を想定しているのでしょうか。学位授与の認定方法がこちらの「学習成果」に該当するのでしょうか。	学習成果とは、学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学習期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果を指します。
199	基準6-2	6-2-1	分析項目に係る根拠資料・データの「公表された教育課程方針」の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
200	基準6-2	6-2-2	分析項目に係る根拠資料・データの「公表された教育課程方針及び学位授与方針」の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
201	基準6-2	6-2-1	○分析項目6-2-1の大学院の自己評価について 確認事項1と同様ですが、大学院においても教育課程方針について、分析項目に記載の①～③までの記載を求めているのかどうか。(本学はここの記載はありません。)あるいは、学部のみで大学院は現在策定されている学位授与方針を提出するだけ(またはそもそも大学院は該当外)で基準を満たしていることになるのか。確認させてください。	求めています。
202	基準6-2	6-2-1	教育課程編成の方針における「③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること」について、具体例をお示しください。また、以下の点についてもご教示ください。 ・「学習成果の評価の方針」とは成績評価のことか。もしくは、学生の教育課程(あるいは学位授与方針)達成状況のことか。 ・教育課程方針に成績評価の方法、あるいは基準を詳細に記載する必要はあるか。 ・「学習成果の評価については、試験や授業参加状況など多面的に実施する」といった一般論の記載でもいいのか。 ・「学習成果の評価は本学が策定する『成績評価のガイドライン』に準拠して行う」という記載でもいいのか。	・具体例は、到達目標に対してどの程度達成しているかに応じて与えられる評語・点数が示されていれば結構です。 ・「学習成果の評価」には、学位授与方針で示された獲得が期待される知識・能力の状況の評価も、成績評価も含まれます。 ・教育課程方針に科目ごとの基準及び方法を記載する必要はありません。 ・多面的に実施するというのは、具体的ではありません。 ・『成績評価のガイドライン』が具体的であれば、学習成果の評価の方針が具体的に明示されていることになります。
203	基準6-2	6-2-2	自己評価実施要項及び自己評価書様式では、「分析項目に係る根拠資料・データ」は公表された教育課程方針と学位授与方針のみですが、それぞれの方針の本文からどのように整合性を見出すのでしょうか。	すでに社会に公表されていることから、それぞれの方針の本文が整合性を有しているかを外形的に確認します。
204	基準6-3	6-3-1	①分析項目に係る根拠資料・データの基準日(対象年度)をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
205	基準6-3	6-3-1	②分析項目に係る根拠資料・データ2ボツ目はシラバスが該当するという理解でよろしいでしょうか。	シラバスを想定しています。 参考)自己評価実施要項【別紙2】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)
206	基準6-3	6-3-2	分析項目に係る根拠資料・データとしてシラバスを提出する場合の対象年度をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
207	基準6-3	6-3-2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていることを担保するために、以下のいずれかを示すこととなっているが、 ①分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ②日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証によって保障されている場合 ③シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ④自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合 特に③④について、具体的に、どのような手順、方法、基準で検証を行っている事例があるか、具体例を教えてください。	大学における実施事例ではありませんが、③について 法科大学院の認証評価にけるシラバスの検討に対応するための自己評価 ④については コアカリキュラムを含んでいるか否かを検証している場合が考えられます。例えば、医学、獣医学、薬学等
208	基準6-3	6-3-2	「科目の内容がふさわしい水準になっている」場合として、「日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合」が示されているが、この場合、大学自ら評価を行うと言う理解でよいのか？また、「機関別内部質保証において保証」するための要件（手続き、評価方法等）を御教示願いたい。	その理解でけっこうです。 要件については、特にありません。
209	基準6-3	6-3-2	「科目の内容がふさわしい水準になっている」場合として、「シラバスを検証することによって、45 時間の学習時間が必要であることを確認できる場合」が示されているが、この場合、機構が評価すると言う理解でよいのか？また、どのような基準で「シラバスを検証」するのかを御教示願いたい。	まず、大学ご自身で評価を行ってください。
210	基準6-3	6-3-3	分析項目に係る根拠資料・データの規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
211	基準6-3	6-3-4	①分析項目に係る根拠資料・データ1ポツ目の規定類の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
212	基準6-3	6-3-4	②分析項目に係る根拠資料・データ2～6ポツ目について対象期間をご教示ください。	2ポツ目（計画）：評価実施年度の5月1日現在 2ポツ目（報告書）、3～6ポツ目：評価実施前年度
213	基準6-3	6-3-4	③分析項目に係る根拠資料・データ2ポツ目について1つの教育研究上の基本組織あたり、何件（何人分）を提出する必要があるのかご教示ください。	任意です。
214	基準6-4	6-4-1	分析項目に係る根拠資料・データの対象年度をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
215	基準6-4	6-4-2	分析項目に係る根拠資料・データの対象年度をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
216	基準6-4	6-4-3	分析項目に係る根拠資料・データの対象年度をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
217	基準6-4	6-4-4	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象年度をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
218	基準6-4	6-4-4	（質問）教育上主要と認める授業科目の定義に（別紙用紙6－4－4）においては、学士課程・大学院課程ごとに記載する様式となっているが、基本組織の中で複数の課程に分かれている場合、課程単位で定義及び授業科目を分けて記載してもよいのか。	様式を変更いたしました。 基本組織の中で複数の課程に分かれている場合、教育課程方針の策定単位との整合性に留意してください。
219	基準6-4	6-4-4	「教育上主要と認める授業科目」は、各大学の判断で設定するとの理解でよいのか？	その理解でけっこうです。
220	基準6-4	6-4-5	分析項目に係る根拠資料・データの規定の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
221	基準6-4	6-4-6	分析項目に係る根拠資料・データの大学院学則の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
222	基準6-4	6-4-7	分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
223	基準6-4	6-4-9	分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
224	基準6-4	6-4-6	○分析項目6-4-6について 根拠資料として、「大学院学則」を求めています。研究科ごとの規則を提出してもよろしいのでしょうか？（本学の場合、全ての研究科において第14条を適用しているわけではないので研究科ごとに規則に記載しております。）	研究科の規則でもかまいませんが、そのような規則を研究科がつくることができるための枠組みが必要はらずです。この特例が追加されたときの通知以来、設置認可申請の段階では http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368466.htm のQ2をご参照ください。。
225	基準6-4	6-4-4	分析手順に「教育上必要と認める授業科目の定義を確認する。」とありますが、この定義は「教育課程編成の方針」に記載することになるのでしょうか。定義例を具体的にお示しください。	記載する必要はありません。
226	基準6-4	6-4-6	実施状況ではなく、学則等の規則の確認のみで対応するのでしょうか。 （分析項目6-4-6で規定の整備、分析項目6-4-9で実施状況を確認するという理解でよろしいでしょうか。）	その理解で結構です。
227	基準6-4	6-4-2	10週又は15週と異なる期間で実施している授業科目については、全科目に関して、各々、10週又は15週で授業を行う場合と同等以上の教育上の効果があることを【特記事項】に記載するのか。あるいは、特記事項にはある程度まとめて効果等を記載し、個別授業の根拠については、各授業科目のシラバスに記載されていれば、根拠となるということで問題ないか。	【特記事項】に記載してください。個別授業の根拠については、必要ありません。
228	基準6-5		2) 基準6-5について 6月の貴機構の研修会資料のうち、「基準ごとの分析を行う際の手順等について」のスライドNo.87,88,89,90に、赤字で「※全学組織による支援については、同一の内容を記載すること。」との記載がございますが、これは、実施組織が全学組織の取組は、実施状況欄に全学での実施状況を記載するということでしょうか。 あるいは、実施状況欄については、各教育研究上の基本組織における個別の実施状況を記載し、実施の実績のない組織があればその取組については記載しないということでしょうか。	教育課程が、実施対象となっていれば、実績の有無に関わらず、全学の状況を記載してください。
229	基準6-5	6-5-1	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
230	基準6-5	6-5-1	分析の手順にある「ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言」の全てについて行われていることを確認しなくてはならないか。 ※「等」がついてない。	大学で実施されているものについて確認してください。
231	基準6-5	6-5-2	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
232	基準6-5	6-5-3	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
233	基準6-5	6-5-3	別紙様式6-5-3の記載例において、「実施状況」欄に対象の人数らしき記載があるが、過去何年に遡り記載すればいいのか。	評価実施前年度
234	基準6-5	6-5-4	分析項目に係る根拠資料・データ（別紙様式含む）の対象期間をご教示ください。	評価実施前年度
235	基準6-6	6-6-1	分析項目に係る根拠資料・データの成績評価基準の基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
236	基準6-6	6-6-1	（質問）どの程度の規定が求められているかご教示いただきたい。例えば、「可：基本的な目標を最低限度達成している」等大学として統一の基準がある場合に、必ずしも、課程ごとの規定として定める必要があるのか。	大学として統一の基準がある場合は、課程ごとの規定として定める必要はありません。
237	基準6-6	6-6-2	分析項目に係る根拠資料・データの対象年度をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
238	基準6-6	6-6-2	前回、分析項目6-6-2の質問において、「分析項目に係る根拠資料・データの対象年度をご教示ください。」とお尋ねしたところですが、ご回答では「評価実施年度の5月1日現在」と記載されております。他の分析項目では学生便覧やシラバスの対象年度は「評価実施前年度」とご回答いただいておりますので、分析項目6-6-2も「評価実施前年度」が対象と考えてよろしいでしょうか。	評価実施年度の5月1日現在
239	基準6-6	6-6-3	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	評価実施前年度 ただし、成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料については、評価実施年度の5月1日現在

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
240	基準6-6	6-6-3	②分析項目に係る根拠資料・データ1・2・4ポツ目について対象となるのは全科目なのか、任意の科目なのかご教示ください。	対象となるのは全科目です。
241	基準6-6	6-6-3	3. 分析項目6-6-3について、根拠資料・データとして成績評価の分布表が求められていますが、例えば、専門科目であれば、それぞれの科目の成績評価の分布について、当該学部や学科、コースにおいて組織的な確認がなされているかどうか、また、教養科目であれば、全学的な委員会等において組織的な確認がなされているかどうかについて書くという理解でよろしいでしょうか。	確認の有無だけではなく、具体的にどのような内容の確認が行われたかがわかる資料を根拠資料としてください。スライドP92参照
242	基準6-6	6-6-4	①分析項目に係る根拠資料・データ1・2ポツ目の対象期間をご教示ください。	1ポツ目：評価実施年度の5月1日現在 2ポツ目：評価実施前年度
243	基準6-6	6-6-4	②6月の研修会資料（スライドNo.93）には「自己評価においては、申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認することとしている。ただし、書面調査において疑義が生じたときに確認事項として実施の状況を資料として求めるが、自己評価書において資料として提示する必要はない。」と記載がありますが、これは、分析項目に係る根拠資料・データ3ポツ目については、自己評価書提出時点では不要という理解でよろしいでしょうか。	自己評価書提出期限時点での提出は不要です。
244	基準6-6	6-6-4	「分析に項目に係る根拠資料・データ欄」に記載する成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）とあるが、答案等の実物を資料として準備（提出）する必要があるのか。また、訪問調査時に確認するとの解釈でいいか。	提出時に、実物を添付する必要はありません。評価委員が確認が必要であると判断した場合には、訪問調査時に確認させていただきます。
245	基準6-6	6-6-4	成績評価への異議申立てについて、自己評価実施要項及び自己評価書様式で、「分析項目に係る根拠資料・データ」として「成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）」があげられています。 これについて、6月に実施された研修会の資料（資料5、スライド93）では、「自己評価においては、申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認することとしている。ただし、書面調査において疑義が生じたときに確認事項として実施の状況を資料として求めるが、自己評価書において資料として提示する必要はない。」ということでしたが、自己評価書の提出時には「成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）」を根拠資料として添付する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	提出時に、実物を添付する必要はありません。評価委員が確認が必要であると判断した場合には、訪問調査時に確認させていただきます。
246	基準6-7	6-7-1	分析項目に係る根拠資料・データの基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
247	基準6-7	6-7-2	分析項目に係る根拠資料・データの基準日をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
248	基準6-7	6-7-3	分析項目に係る根拠資料・データの対象年度をご教示ください。	評価実施年度の5月1日現在
249	基準6-7	6-7-4	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	1,4ポツ目：評価実施前年度 2,3ポツ目：評価実施年度の5月1日現在
250	基準6-7	6-7-4	②分析項目に係る根拠資料・データ4ポツ目の学位論文は1つの教育研究上の基本組織あたり、何件（何人分）を提出する必要があるのかご教示ください。	任意です。
251	基準6-7	6-7-4	分析項目6-7-4「卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること」の「分析項目に係る根拠資料・データ欄」にある「審査及び試験に合格した学生の学位論文」は、実際の学位論文を提出するということか。審査した記録等を提出すればよいのか。	審査した記録等で結構です。
252	基準6-7	6-7-4	学士課程についても、学位論文評価基準の策定及び学生への公表は必要でしょうか。（分析項目6-7-3にも関連）また、学士課程に関する分析項目に係る根拠資料・データは、教授会等での審議状況等の資料のみでよろしいでしょうか。	公表の必要はありません。
253	基準6-8	6-8-1	分析項目に係る根拠資料・データ3・4ポツ目の対象期間をご教示ください。	3ポツ目：評価実施前年度 4ポツ目：少なくとも評価実施前年度の状況

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
254	基準6-8	6-8-1	標準修業年限内卒業率のデータを提出する必要がありますが、算出するに当たり、「秋入学者」、「編入学者」、「転学者」について、標準修業年限内卒業率の人数に含めるか否か、また、含める場合には、どのように計算すべきか、伺いたい。	・標準修業年限が同じものごとに分けて、4月1日～3月末の期間の合計数で算出してください。なお、「転学者」については、備考にその人数を記載してください。
255	基準6-8	6-8-1	本学では、平成29年4月に、人文社会科学研究科（修士課程）、工学研究科（博士前期課程）、農学研究科（修士課程）の3研究科を統合し、総合科学研究科を設置しました。このような場合、こちらの様式はどのように記載すればよいでしょうか。 また、転学部・転学科・転課程した学生については、どのように集計すればよろしいでしょうか（入学時は転学部前、卒業時は転学部後で集計すると人数に差異が発生します）。こちらについてもご教示くださいますようお願いいたします。	統合前の3研究科について記載してください。 「転学者」については、備考にその人数を記載してください。
256	基準6-8	6-8-2	①分析項目に係る根拠資料・データ2・3ボツ目の対象期間をご教示ください。	2ボツ目：評価実施前年度 3ボツ目：少なくとも評価実施前年度の状況
257	基準6-8	6-8-2	②分析項目に係る根拠資料・データ2ボツ目の「該当する」は学校基本調査のどの部分を指すのか具体的にご教示ください。	卒業後の状況調査票
258	基準6-8	6-8-2	分析項目に係る根拠資料・データの2ボツ目「学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）」について、該当する資料は「卒業後の状況調査表」であり対象は少なくとも評価実施前年度の状況（0731回答）ですが、当該年度の状況を示す学校基本調査は翌年度5月1日現在の学校基本調査になりますので、平成30年度の状況を示すために提出する「卒業後の状況調査表」は2019年5月1日現在のものという理解でよろしいでしょうか。	はい、その理解で結構です。
259	基準6-8	6-8-2	別紙様式6-8-2について、博士後期課程も同様の様式で作成するのでしょうか。博士後期課程の進学率は必要でしょうか。	進学者がいない場合には記載の必要はありませんが、同様の様式を使用してください。
260	基準6-8	6-8-3	「大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること」とありますが、本学は平成28年4月に学部改組を行っており、現行の「教育課程編成方針」（新カリキュラム）に則して学んだ卒業はいません。この場合、改組前の「教育課程編成方針」（旧カリキュラム）で学んだ学生の卒業時調査の結果でもよいのでしょうか。もしくは、新カリキュラムで学んだ学生の卒業後に、追加報告（追評価）を受けることになるのでしょうか。	基本的には、評価実施年度における基本組織について自己評価書、各様式を作成していただきますので、「大学等の目的及び学位授与方針に則した」と表現になっております。学生募集を停止した学部・研究科については、領域6の各基準の判断は行わず、基準6-8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出していただければ結構ですので、追加報告（追評価）の必要はありません。
261	基準6-8	6-8-3	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	前回認証評価以降
262	基準6-8	6-8-3	②分析項目に係る根拠資料・データの対象期間中すべての意見聴取の概要及び結果が確認できる資料の提出が必要なのかをご教示ください。	一例で結構です。
263	基準6-8	6-8-3	改組して間もない学部や専攻で、まだ卒業生が出ていない場合は卒業生への意見聴取に係る根拠資料は提出しなくても良いか。また、卒業生が出ていない学部、専攻の場合は基準6-8に係る分析項目は全て該当しないと思われるので、その場合、基準6-8は「該当なし」として自己評価を行わなくても良いか。	その理解でけっこうです。
264	基準6-8	6-8-4	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	前回認証評価以降
265	基準6-8	6-8-4	②対象期間は意見聴取の実施年度で判断するのか意見聴取を行う学生の卒業年度で判断するのかをご教示ください。	任意です。
266	基準6-8	6-8-4	③分析項目に係る根拠資料・データの対象期間中すべての意見聴取の概要及び結果が確認できる資料の提出が必要なのかをご教示ください。	一例で結構です。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
267	基準6-8	6-8-4	前回、分析項目6-8-4の②の質問において、「対象期間は意見聴取の実施年度で判断するのか意見聴取を行う学生の卒業年度で判断するのかをご教示ください。」とお尋ねしたところですが、「任意です。ただし、前回認証評価以降に実施されたもの」とご回答いただいております。これは、「対象期間を意見聴取の実施年度で判断するのか、意見聴取を行う学生の卒業年度で判断するのかは任意だが、意見聴取自体は前回認証評価以降に実施されたものである必要がある」という理解でよろしいでしょうか。	はい、その理解で結構です。
268	基準6-8	6-8-4	「大学等の目的及び学位授与方針に則した」とありますが、改組の関係で現行の学位授与方針（及び教育課程方針）に則して学んだ卒業生（修了生）がいません。この場合、「学位授与方針に則した学習成果」をどのように考えればよろしいでしょうか。（分析項目6-8-5にも関連） また、分析に係る根拠資料・データですが、「意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）」とありますが、意見聴取した際に使用した資料、意見聴取の生データなどを提出するという認識でよろしいでしょうか。違いましたら具体例をお示しください。	基本的には、評価実施年度における基本組織について自己評価書、各様式を作成していただきますので、「大学等の目的及び学位授与方針に則した」と表現になっております。学生募集を停止した学部・研究科については、領域6の各基準の判断は行わず、基準6－8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出してください。 意見聴取に関する資料ですが、結果を取りまとめ、分析した報告書等を提出してください。
269	基準6-8	6-8-5	①分析項目に係る根拠資料・データの対象期間をご教示ください。	前回認証評価以降
270	基準6-8	6-8-5	②分析項目に係る根拠資料・データの対象期間中すべての意見聴取の概要及び結果が確認できる資料の提出が必要なのかをご教示ください。	一例で結構です。
271	基準6-8	6-8-5	本項目におけるアンケートについては、数年に一度行っているアンケートも含めて根拠資料としても良いか。また、仮に数年に一度のアンケートを根拠資料として認める場合、何年に一度に実施したものであれば基準を満たしたものと認められるかについては、大学で判断して良いか。 また、アンケートによっては回収率のかなり低いものもあるが、これらのアンケートを根拠資料として採用するかを大学で判断して良いか。	含めていただいてもかまいません。基準というものはありませんが、その場合、前回認証評価受審以降のものであると想定しています。（分析済みのはずなので） 回収率の低い等の懸念事項も踏まえ、それらアンケートについて大学で自己評価していただければ良いと思われます。
272	基準6-8		改組等によって学部・研究科の卒業生・修了生がいない、もしくは、少数に留まる場合、学習成果を示す資料・データは、提出できないことを示せばいいのか？もしくは、改組前の学部・研究科の資料・データを用いるのか？	領域6においては、各基準の判断は行わず、基準6－8に係る別紙様式についてのみ作成し、提出してください。
273	基準6-8	6-8-5	「就職先等からの意見聴取」について、領域6は教育課程ごとに自己評価書を作成するため、教育課程ごとに学習成果に関する意見を聞く必要がある。しかし、実際には、就職先等の関係者が就職した学生の能力を教育課程ごとに厳密に認識している場合は少ないため、聴取は困難と思われるが、どの程度厳密に、教育課程ごとの学習成果を聴取する必要があるのか？	教育課程ごとの学習成果を聴取する必要は必ずしもありませんが、その結果についての自己評価は行う必要はあります。
274	根拠資料		1）重複する資料の提出方法について 6月の貴機構の研修会資料のうち、「自己評価書の作成/提出について」のスライドNo.61つの根拠資料・データごとに電子ファイル(PDF)を作成する旨、記載がございます。 同一の資料を複数の分析項目の根拠資料・データとして提出する場合、同一の資料であっても異なる資料番号をつけた電子ファイル(PDF)を作成する必要があるのでしょうか。 自己評価書に既出の資料番号を記載するという形で提出できますでしょうか。 特に、シラバスの電子データ等、データ量が大変大きくなることが見込まれる資料もございますので、ご検討いただきたく存じます。	付番等の規則は別途示しますが、基本的には同じデータを2つ以上のファイルとしてアップロードすることがないようにシステムを構築予定です。
275	追評価	追評価	・追評価の対象となる「大学評価基準を満たしていない」とは、個々の基準が1つでも満たしていない場合で、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して大学評価基準を満たすと判断された場合でも、満たしていない基準については、追評価を受けることとなるとの理解でよろしいか伺いたい。	・大学評価基準を満たすと判断された場合は、追評価の対象となりません。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
276	共通基礎 データ様式		・注2「…附置研究所、附属病院等…」とは、どこまでの範囲を記載すればよいのか伺いたい（例えば、名称に「附属」と付くセンター等、具体的に）。	・設置基準上で求められているもの及び教育に関連する施設について記載してください。その際、分析項目4－1－2との整合性に留意してください。
277	共通基礎 データ様式		教員組織の学士課程欄にある「専任教員一人あたりの在籍学生数」について、同様式2において記載する学生数は学生を募集している学部等のみとなるため、学生募集は停止しているが、学年進行により、在籍している学生は記載されないこととなり、母数にもカウントされないとの認識ですが、よろしいでしょうか。	その認識で結構です。
278	共通基礎 データ様式		「教育研究組織」の開設年月日は、学科等毎に記載する必要があるか。学部のみで良いか。	学科等ごとに記載してください。
279	共通基礎 データ様式		「施設・設備等」に「体育館その他の施設」とあるが、内訳としては「体育館面積」だけで良いのか。	体育館以外のスポーツ施設を含めていただいてもかまいません。
280	共通基礎 データ様式		「学部合計」は、一大学における全学部の合計になればよいのか。それとも、各学部毎に学部毎の合計列を設けるのか。	学部ごとに合計を記載してください。
281	基準6-4	6-4-4	別紙様式6－4－4にて、【分析の手順】の括弧内に「専任の講師が担当する科目数」という記載がありますが、別紙様式内の表では、「専任の教授又は准教授が担当する科目数」のみを記載することに留まっているため、別紙様式とは別に、「専任の講師が担当する科目数」を提出する必要があるか否か伺いたい。	必要はありません。
282	共通基礎 データ様式	－	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2について、平成31年度に受審する場合、注7に記載されている「過去5年分」というのは、平成26年度から平成30年度でしょうか。 注8には「最新年度の秋入学については別途確認します。」とありますが、最新年度が平成31年度を指すのであれば、「過去5年分」は平成27年度から平成31年度になるのでしょうか。	平成27年度から平成31年度です。過去5年とは、受審年度（来年度であれば31年度）入学分から起算して5年になります。最新年度の秋入学は、受審年度（来年度であれば31年度）の秋入学となりますので、10月以降に、数字の修正いただき、別途確認させていただく予定です。
283	基準2-2	2-2-5 2-2-6	分析項目2-2-5及び2-2-6については、それぞれ別紙様式「評価の対象」欄において「教育課程、施設設備、学生支援、学生受入」が指定されていますが、これは、同時に求められている「明文化された規定類」についても同様に「教育課程、施設設備、学生支援、学生受入」に関するものを提出すればよいのでしょうか。	その理解で結構です。
284	基準2-2	2-2-7	分析項目2-2-7（進捗確認）で求められている「明文化された規定類」については、2-2-5（検討、立案、提案）及び2-2-6（計画実施）の流れで、「教育課程、施設設備、学生支援、学生受入」に関するものを提出すればよいのでしょうか。	その理解で結構です。
285	基準2-3	2-3-1	「自己評価実施要項」の分析の手順には、「※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける」と記載されており、領域の指定はありませんが、別紙様式2－3－1には「※確認された事項及び計画された取組については、 <u>領域4、5、6</u> の各基準と関連付ける」と記載されています。また、6月の研修会スライド（「基準ごとの分析を行う際の手順等について」のNo.30-35）の記入例では、領域4、5、6に関連するものに限らず、領域1、2、3に関連する実施計画も列挙されております。領域4、5、6に関連するものに限るのか、限らないのか、どちらでしょうか。	全ての基準に関連する事項を挙げてください。 修正漏れです。
286	基準4-2	4-2-1 6-5-1 6-5-2	学生からの相談に関しては、明確な分類が難しいものがありますが、生活に関する内容については分析項目4-2-1、学習一般に関するものは6-5-1又は6-5-2に整理する、という理解でよいでしょうか。	その理解で結構です。
287	基準4-2	4-2-3 4-2-4 6-5-4	障害のある学生や留学生への支援に関して、生活一般に関する内容については4-2-3（留学生）又は4-2-4（障害のある学生）で、学習一般に関することは6-5-4に整理する、という理解でよいでしょうか。	その理解で結構です。

質 問 事 項 一 覧

質問 No.	項目	分析項目	質問事項	回答
288	基準6-5	6-5-3	分析項目6-5-3の根拠資料・データ欄に記載のあるインターンシップの実施状況が確認できる資料に関して、ここでいうインターンシップは単位の出るものに限るのでしょうか？	厳密には、単位の出ないインターンシップを想定しています。もちろん、特に限定するものではありませんが、単位が出る「科目」である場合には、基準6-3に関して分析することを想定しています。
289	基準4-2	4-2-1 4-2-3 4-2-4	学習一般に関するものは領域6において整理されるため、領域4には含まれないという理解でよいのであれば、分析項目4-2-1の分析の手順や、分析項目4-2-3、4-2-4に記載のある「生活支援等」の「等」には具体的にどのようなものが含まれますか。	「生活支援等」とは、基準にある「生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援」をまとめたものになります。